

静岡県告示第808号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
合同会社いーぜる	沼津市西浦久連94番地	ふじいろきやんばす	伊豆の国市天野500番地の2	令和7年12月1日	放課後等デイサービス	特定無し
学校法人足立学園	富士宮市淀師1742番地の1	りあんの丘	富士宮市淀師1742番地の1	令和7年12月1日	児童発達支援、保育所等訪問支援	特定無し
株式会社ふあるめど	三島市大場381番地の24	くれよんKidsあおば	三島市寿町3-53松井ビル4階	令和7年12月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定無し